

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人浄誓寺福祉会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、この法人の役員等の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 本規程の役員等の範囲は定款第2章及び第4章に規定する次に掲げるものをいう。

- 一 理事
- 二 監事
- 三 評議員

(役員等の報酬等)

第3条 役員等の報酬については支給しない。

- 2 役員等には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(改正)

第4条 この規程の改正は評議員会の議決により行う。

附 則

この規程は、平成29年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月23日から施行する。